



県章

山形県公報

平成30年6月26日（火）

第2955号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）…633

告 示

- 家畜伝染病発生の届出……………（畜産振興課）…636
- 地籍調査事業計画の決定……………（農村計画課）…同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（村山総合支庁農村計画課）…637
- 県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…638
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 同……………（同）…639
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同

規 則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第54号

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号(1)総括表の項の注書第1項中「両眼失明」を「両眼視力障害」に、「角膜混濁」を「緑内障」に改め、同様式視覚障害の状況及び所見の項を次のように改める。

視覚障害の状況及び所見

1 視力

		裸眼視力	矯正視力			
右眼			×	D	() cyl	D Ax °
左眼			×	D	() cyl	D Ax °

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

イ 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)

ロ 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) ($\frac{\text{①又は②のいずれか高い数値} \times 3 + \text{①又は②のいずれか低い数値}}{4}$) = 度

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数

 点

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右	③	点 (≧26dB)
左	④	点 (≧26dB)

両眼中心視野視認点数 ($\frac{\text{③又は④のいずれか高い数値} \times 3 + \text{③又は④のいずれか低い数値}}{4}$) = 点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野コピー貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタがI/4の視標によるものか、I/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告 示

山形県告示第513号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成30年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	最上郡真室川町大字内町字塩野1279-8	平成30. 6. 18

山形県告示第514号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成30年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字沼木、大字門伝、飯沢、松栄、松栄一丁目、大字青柳、新開一丁目、新開三丁目、大字村木沢、西見田、飯塚町、中沼、木ノ目田及び横道の各一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
	大字漆山、大字七浦、大字千手堂、六日町、長町、飯沢、長苗代、羽黒堂、高堂二丁目、高堂、大字青柳、南石関、石関、中沼及び横道の各一部	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
米 沢 市	大字李山及び笹野本町の各一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
鶴 岡 市	菅野代の一部	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	谷定及び西荒屋の各一部	同
酒 田 市	生石及び北俣の各一部	同
上 山 市	八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、北町、新町二丁目、旭町一丁目、矢来一丁目、矢来二丁目、矢来三丁目、南町、けやきの森及び長清水二丁目の各一部	同
長 井 市	今泉の一部	同
天 童 市	大字寺津、大字藤内新田及び大字蔵増の各一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
大 江 町	大字沢口、大字柳川、大字貫見、大字左沢、大字三郷の各一部	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

高 島 町	大字高島及び大字根岸の各一部	同
川 西 町	大字下小松の一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	平成30年2月23日から平成31年3月31日まで
飯 豊 町	大字萩生の一部	同

山形県告示第515号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成30年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
防 災 減 災 事 業 (農 業 用 河 川 工 作 物 応 急 対 策 事 業)	長 崎 堰 地 区	平成30年5月15日
防 災 減 災 事 業 (た め 池 整 備 事 業)	松 沢 地 区	平成30年3月23日
防 災 減 災 事 業 (特 定 農 業 用 管 水 路 等 特 別 対 策 事 業)	天 童 豊 栄 地 区	平成30年3月15日
県 営 農 道 整 備 事 業 (一 般 農 道 樹 園 地 等 型)	萩 野 戸 地 区	平成29年12月11日

山形県告示第516号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営諏訪堰2期地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営諏訪堰2期地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所及び白鷹町役場

3 縦覧に供する期間

平成30年6月26日から同年7月25日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第517号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営米沢1地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（一般型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営米沢1地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（一般型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
米沢市役所及び高島町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成30年6月26日から同年7月25日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成30年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 比子南鳥海停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤 5番23から 同 5番3まで	旧	16.6メートル } 15.1	123 メートル
同 上	新	16.6メートル } 15.1	同 上
同 上		16.8メートル } 10.7	156 メートル

山形県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成30年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 羽黒立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字堂ノ下2番1から

- 同 内北割42番1まで
東田川郡庄内町狩川字内北割51番2から
同 59番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月1日
-

山形県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

平成30年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 比子南鳥海停車場線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤5番23から
同 5番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月26日
-

山形県告示第521号

次の開発行為は、完了した。

平成30年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年2月22日 指令村総建第264号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
山形県東根市大字野田字灰塚528番、529番、544番1、547番、548番4、548番9、548番10、548番11、548番12、548番13、548番14、548番15、548番16、548番17、548番18、548番4地先道
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東根市中央東一丁目3番56号
まごころ開発株式会社

平成30年6月26日印刷 発行所 山形県庁
平成30年6月26日発行 発行人 山形県